

# 奈良県地域の交通安全サポート事業所募集

奈良県では、地域で交通安全活動をしていただける事業所などを募集しています。

地域の交通安全を守るためには、地域の皆さんや行政機関はいうまでもなく、地域の一員である企業、事業所又は団体（ボランティア団体等）の協力が必要不可欠です。

そこで、地域と協働して交通安全活動を推進していただける事業所等を募集します。企業・事業所・団体等の皆様のお力を是非お貸しください。

## 1. 事業所等の登録（登録事業所）について

奈良県内に概ね5人以上を有する企業、事業所又は団体（自治会単位でもかまいません）が、「交通安全サポート事業所」としてご登録いただけます。

## 2. 登録の基準について

下記①～④全ての基準等を満たしていただきます。

① 交通安全サポート事業所活動メニュー（裏面をご覧ください。）から実施可能な項目を選んでいただき、点数の合計が7点以上になること。例えば、

- ・地域や自治体の交通安全行事に積極的に参加します。（少なくとも年2回以上） A-①1点
- ・地域の安全ボランティア団体に活動資材、交通安全啓発物品等を提供します。（事業所等名を入れることができます。） B-①3点
- ・不特定多数が参加するイベントに対し、反射材用品等の交通安全啓発物品を提供します。（事業所等名を入れることができます。） D-②3点

合計7点

- ② 継続して活動できること
- ③ 必要に応じて行政や他団体等との連携が可能なこと
- ④ 県に対して年1回活動報告すること



## 3. 登録していただくこと・・・

- (1) 「奈良県地域の交通安全サポート事業所登録証」を発行します。
- (2) 登録事業所名や交通安全の活動内容を奈良県ホームページで紹介します。
- (3) 企業様は、登録事業所としての交通安全活動を、社会的責任（CSR）の達成に繋げていただけます。
- (4) 交通安全県民運動等の交通安全に関する情報を提供します。
- (5) 事業所等の製品や印刷物等に「交通安全サポート事業所」の表示ができます。
- (6) 交通安全サポート事業所から奈良県に事業所名入の啓発品の提供があった場合、交通安全県民運動等で配布させていただきます。
- (7) 奈良県が、地域の団体等と登録事業所を仲介し、協働して交通安全活動を実施するための支援をすることもあります。
- (8) 交通安全活動の功績が特に顕著であると認められる交通安全サポート事業所については交通安全功労団体表彰（奈良県交通対策協議会会長（知事）表彰）等に推薦を行う場合があります。

～ 皆様の積極的なご応募をお待ちしております ～

※この事業についてのお問い合わせは

奈良県総務部知事公室 安全・安心まちづくり推進課 交通安全対策係まで  
TEL 0742-27-8730（直通） FAX 0742-27-5280  
メールアドレス anzen@office.pref.nara.lg.jp

なお、この事業の関連情報は県ホームページにも掲載します。ご参照ください。

奈良県HP→県の組織→安全・安心まちづくり推進課→交通安全対策係 の手順でご覧いただけます。

交通安全サポート事業所活動メニュー

活動メニュー		点数 1点～3点	該当 ○	活動点数 (合計加算)
<b>A 地域における交通安全活動</b>				
①	地域や自治体の交通安全行事に積極的に参加します。(少なくとも年2回以上)	1		
②	地域の自治体・団体と連携し、立哨活動等の交通安全活動を行います。	2		
③	事業所等周辺のヒヤリハット体験を活かし、危険箇所等を道路管理者等へ情報を提供します。	1		
④	奈良県内に反射材用品を普及させるため、住民が着用しやすい反射材用品を生産します。	3		
⑤	奈良県内に反射材用品を普及させるため、率先して販売します。	3		
⑥	運転免許を自主返納した高齢者に、割引等の特典を設けて優遇します。	3		
<b>B 地域の安全ボランティア活動への支援</b>				
①	地域の交通安全ボランティア団体に活動資材、交通安全啓発物品等を提供します。(事業所等名を入れることができます。)	3		
②	地域の交通安全ボランティア団体等に活動支援金を提供します。	3		
③	地域の交通安全ボランティア団体等に資材置き場、活動場所等の拠点を提供します。	1		
<b>C 県内の交通安全県民運動(交通事故防止運動)における活動</b>				
①	奈良県内の交通安全県民運動(交通事故防止運動)期間において(地域の交通安全活動団体と連携し)、積極的に交通安全を啓発する活動を行います。	2		
②	奈良県内の交通安全県民運動(交通事故防止運動)期間において、反射材用品等の交通安全啓発物品を交通安全活動団体等に提供します。(事業所等名を入れることができます。)	3		
③	奈良県内の危険箇所等交通安全総点検を行い、道路管理者等へ情報を提供します。	1		
④	違法・迷惑駐車等について管内の警察署等へ情報を提供します。	1		
<b>D 各種イベントにおける啓発活動</b>				
①	不特定多数が参加するイベントで、交通安全を啓発する活動を行います。	2		
②	不特定多数が参加するイベントに対し、反射材用品等の交通安全啓発物品を提供します。(事業所等名を入れることができます。)	3		
<b>E 地方公共団体等への協力</b>				
①	奈良県内の地方公共団体等が横断歩道に設置する道路照明灯の機器費及び設置費を可能な範囲で負担します。	3		
②	その他交通安全施設等に係る費用を可能な範囲で負担します。	3		
<b>F 顧客に対する交通安全活動</b>				
①	事業所等の製品(商品、買い物袋等)や印刷物、封筒等に「交通安全サポート事業所」や交通安全のスローガン等を掲載します。	2		
②	事業所等において、ドライバーに対して酒類を提供しないことを宣言します。 (ハンドルキーパー運動への参加)	1		
③	顧客に対し、交通安全情報を提供します。 (シートベルトの効果、運転中の携帯電話の危険性、自転車の安全な利用等)	2		
<b>G 従業員等の交通安全意識の向上</b>				
①	事業所等内報に交通安全の記事を積極的に掲載します。	1		
②	Eメール、交通事故速報、ポスター等様々な媒体による事業所等内広報を行います。	1		
③	事業所等用自動車に、「交通安全」、「安全運転宣言車」、「交通事故のない やすらぎの 大和路づくり」等のステッカーやシールを貼付して走行します。	3		
④	後部座席を含め、全ての座席のシートベルトの着用を事業所等で徹底します。	2		
⑤	事業所等を挙げた交通安全キャンペーン(法定速度走行、飲酒運転の根絶等)を実施します。	2		
⑥	従業員等に対し、交通事故の発生状況、交通事故防止対策等の情報を提供します。	1		
⑦	事業所等において、飲酒運転の根絶宣言を行い、「飲酒運転根絶事業所」等であることを表示します。	2		
<b>H 従業員等に対する交通安全教育</b>				
①	運転時の全席シートベルト着用の指導を徹底します。	2		
②	夕暮れ時における早めのライト点灯の指導を徹底します。	2		
③	事業所等で宴会等がある場合は、帰宅の方法について確認し、飲酒運転禁止を徹底します。	1		
④	従業員に対し、自転車の安全な利用について等、交通安全に関する研修を実施します。	2		
⑤	従業員に対し、自転車乗車時の、傘さし運転、イヤホン・ヘッドホン等の使用禁止を徹底します。	1		
⑥	従業員に対し、自転車の点検整備と自転車損害賠償保険への加入を奨励します。	2		
<b>I 車両の安全性の確保</b>				
①	事業所等用車両及びマイカーについて、法定点検の確実な実施を行います。	3		
②	事業所等用車両の一点検、運転前点検の義務づけ、運転記録の確実な記録と点検実施等、車両の適正管理を行います。	1		
③	事業所等用車両にタコグラフ、ドライブレコーダー等を導入します。	3		
<b>J その他</b>				
	上記以外で自主的に行う交通安全活動 ( )	1		
		2		
		3		
<b>合計点数 ( 7 点以上 )</b>				0